

鹿沼市市営住宅条例等の一部改正について

次のように改める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市市営住宅条例等の一部を改正する条例

(鹿沼市市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市市営住宅条例（平成 9 年鹿沼市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「第 1 条第 3 号」を「第 1 条第 4 号」に改める。

第 6 条第 1 項中「高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（第 8 条第 2 項において「高齢者等」という。）にあっては第 2 号から第 5 号まで、」を削り、「被災者等にあっては」の次に「、第 1 号及び」を加え、同項第 1 号中「親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が」を「者があつた場合にあつては、その者が入居者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）で」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 現に同居し、又は同居しようとする者がない場合にあつては、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

第 6 条第 2 項を削り、同条第 3 項第 1 号ア中「障害者基本法」の次に「(昭和 45 年法律第 84 号)」を加え、同ア(ア)中「前項第 2 号アに規定する程度」を「身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度」に改め、同ア(イ)中「精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」を「精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第

155号)」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(イ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(ウ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等第6条中第3項を第2項とする。

第6条第4項中「第2号から第5号まで」を削り、同項第1号ただし書中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項第2号から第4号までに掲げる者又は同項第2号に規定する程度の障害がある者」を「次のいずれかに該当する者」に改め、同号に次のように加える。

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 前項第1号ア(ア)に規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 前項第1号アに規定する程度の障害がある者

ウ 前項第1号イ(ア)に該当する者

エ 前項第1号イ(イ)に該当する者

第6条中第4項を第3項とする。

第6条第5項中「第2項ただし書」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第4項とする。

第8条第2項中「(高齢者等にあつては、同項第2号から第5号まで)」を削り、同条第3項中「第29条第1項」を「第39条第1項」に改める。

第10条第4項中「第1項に規定する者で次の各号に掲げる者のうち、市長が定める要件を備え、かつ、」を「心身障害者その他の規則で定める者で」に、「必

要がある者」を「必要があるもの」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項各号を削る。

第13条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、家賃債務保証業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃等の支払に係る債務（以下この項において「家賃債務」という。）を保証することを業として行う者をいう。以下同じ。）のうち、市長が適当と認めるものと家賃等に関する保証委託契約（家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することについて当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。）を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書面の提出をもって同号の市営住宅入居請書の連帯保証人の連署に代えることができる。

第14条第3項中「とき」の次に「又は連帯保証人を変更しようとするとき」を加える。

第16条中「第11条」を「第12条」に改める。

第18条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第25条第2項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第42条及び第43条中「第11条」を「第12条」に改める。

第45条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第46条第1項中「社会福祉法人、地方公共団体、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人」を「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省、建設省令第1号）第2条に規定する者」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業」を「同令第1条に規定する事業」に、「認める場合においては」を「認める場合は」に改める。

第65条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改める。

（鹿沼市市営従業員用住宅条例の一部改正）

第2条 鹿沼市市営従業員用住宅条例（平成17年鹿沼市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 入居決定者と連帯保証人の連署する市営従業員用住宅入居請書を提出すること。

第11条中第4項を第6項とし、同条第3項中「第1項又は前項」を「第1項

又は第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、家賃債務保証業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃等の支払に係る債務（以下この項において「家賃債務」という。）を保証することを業として行う者をいう。以下同じ。）のうち、市長が適当と認めるものと家賃等に関する保証委託契約（家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することについて当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。）を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書面の提出をもって同号の市営従業員用住宅入居請書の連帯保証人の連署に代えることができる。

4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

第20条第1項中「第11条第3項」を「第11条第5項」に改める。

（鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正）

第3条 鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例（平成21年鹿沼市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第5号を削り、同条中第6号を第5号とする。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 入居決定者と連帯保証人の連署する市営若年勤労者用住宅入居請書を提出すること。

第11条中第4項を第6項とし、同条第3項中「第1項又は前項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、家賃債務保証業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃等の支払に係る債務（以下この項において「家賃債務」という。）を保証することを業として行う者をいう。以下同じ。）のうち、市長が適当と認めるものと家賃等に関する保証委託契約（家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することについて当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。）を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書面の提出をもって同号の市営若年勤労者用住宅入居請書の連帯保証人の連署に代えることができる。

4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定によ

る請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

第20条第1項中「第11条第3項」を「第11条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。